

～地球環境の保全に向けて～

「令和7年度 地球環境保全活動支援事業補助金」のご案内

(公財)香川県環境保全公社では、環境への負荷の少ない社会づくりを実現するため、県内の団体(法人を含む。)が行う地球温暖化防止対策などの環境保全に関する普及啓発及び実践活動に対して、「地球環境保全活動支援事業補助金」で応援しています。

この補助金の交付を希望される団体は、「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」をご参照の上、下記1の募集期間内に補助金交付申請書(様式第1号)及び必要書類を持参又は郵送にて提出してください。なお、令和7年度から年1回の募集となります。また、日程等の詳細は未定ですが、秋頃に新たに中間報告・情報交換会(仮称)を開催する予定で、各団体の代表者等が出席して活動内容を報告していただきます。出席・報告できなかった場合は、交付決定の取消又は補助金の返還をしていただくこともありますので、ご留意のうえ補助金申請をお願いします。

1. 募集期間

募集期間は、令和7年2月3日(月)から同年2月20日(木)(郵送の場合は当日必着)とします。なお、申請書類に不備があり追加や差し替え等が2月20日(木)までに間に合わない場合は受付できませんので、早めに申請していただくようお願いします。

2. 補助対象となる活動

環境への負荷の少ない社会を形成するため、地球温暖化防止対策(資源の節約、廃棄物のリサイクルや削減、エネルギー消費の削減)などの、環境保全に関する普及啓発及び実践活動とする。

- | |
|---|
| <p>例)・再生エネルギーの普及など地球温暖化対策の啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・自治会などでの資源リサイクルの取組み・参加者を募っての清掃活動や継続的な海ゴミ拾い・植林や森林保護のための実践活動・環境保全に関する出前講座、見学会、講演会、シンポジウムの開催 等 |
|---|

3. 補助対象となる団体(法人を含む。)の要件

- (1) 香川県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の規約等を有し、かつ代表者及び所在地が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) その他、要綱に定める補助対象者

4. 補助金の補助率及び限度額等

補助対象経費の総額が10万円以上の補助対象活動に対して補助するものとします。

- (1) 補助率は、100%以下とし、補助金額は、1団体当たり20万円以下とします。
- (2) 補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。

5. 補助対象経費

活動実施に必要な経費で「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」に規定する経費とします。詳しくは、別紙1「補助対象経費について」をご覧ください。

6. 補助事業期間

- (1) 補助事業対象期間は、令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)までとします。なお、交付決定前に発生した費用は、補助対象になりません。
- (2) 補助事業実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から1カ月を経過する日、又は令和8年3月10日(火)(郵送の場合は当日必着)のいずれか早い日とします。

7. 提出書類

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号:別紙1、別紙2、別紙3を含む)

※公社ホームページに掲載している「申請書(記載要領)」を必ずお読みください。

別紙1:団体の活動全体ではなく補助金を受けて行う活動内容について、新規性や独創性等アピールしたい点、工夫した点等を具体的に記載してください。また予算規模の大きい団体は当補助金が必要な理由も記載してください。

別紙2:支出の部は、それぞれの経費ごとに単価×数量を具体的に記載してください。合計が補助金額を超える場合はどの経費を補助対象にするのかが分かるように記載してください。

別紙3:団体の活動全体や予算規模等を記載してください。

- (2) 団体の規約及び役員名簿、会員名簿等
- (3) 会計に関する規約、直近の収支予算決算書の写し等
- (4) 土地等の所有者・管理者の同意や許可が必要な場合は、同意書又は許可証等の写し
- (5) 作成する印刷物の配布先ごとの部数や案内状等送付先の内訳が分かるもの等、記載した数量の根拠が分かるもの
- (6) 月別の年間実施計画表。なお、今回も含めて複数年申請する予定がある場合は、年度別の実施計画表。但し、複数回の交付決定をお約束するものではありません。
- (7) 活動内容が具体的に分かる写真、その他参考となる資料等
- (8) 補助金交付申請時には必要ありませんが、後日、団体の預金通帳を作っていただき、事業終了後は、通帳の写し又は補助金に係る現金出納帳の写し等の提出をお願いします。

8. その他

- (1) 外部審査委員等による審査を経た後、予算の範囲内で交付団体を決定します。なお、審査に当たっては、以下のような団体を優先します。
 - ① 地球温暖化防止や環境保全に効果が高いと認められる活動
 - ② 独創性、発展性、話題性がある活動
 - ③ 新規の取組みを行う団体
- (2) 国、県、市町等からの補助及び委託等を受けている事業については、原則として、当公社の補助対象となりませんので、ご注意ください。

※ 補助金交付申請書の様式は、「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」の「様式第1号」によりますが、この様式は(公財)香川県環境保全公社ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.k-ecc.or.jp/>

【申し込み・問い合わせ】

公益財団法人 香川県環境保全公社 平井

〒760-0050

香川県高松市亀井町9番地10 県信ビル5階

☎ 087-831-7773 FAX 087-834-4555

E-mail: kagawa-ecc.hirai@k-ecc.or.jp

補助対象経費について

(1) 補助対象となる経費

- ① 団体の構成員の交通費等活動経費（1人1日1,000円以内。最大で補助対象経費総額の10%以内とする）
- ② 講演会等における講師の謝金（1人1回3万円が限度）、旅費（交通費実費。宿泊費は食事代抜きで1人1泊1万円が限度）
- ③ 活動に要する消耗品、機材等の購入費（汎用性の高いもの（カメラ、ビデオ、パソコンなど）は除く）
- ④ 講演会等の会場使用料、機材等（団体構成員所有のものを除く）のレンタル料
- ⑤ 活動に要する通信費、運搬料等
- ⑥ パンフレット、調査報告書等の印刷費
- ⑦ 行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料 等

<補助対象となった経費の具体例>

鋏 スコップ チェーンソー替え刃 オイル等の燃料(必要量)
レンタカー代（参加者送迎用） 消毒液 アクリルパーテーション 等

(2) 補助対象とならない経費

- ① 飲食費及び事務所の賃借料
- ② 参加者負担金（入場料や参加費）に相当する経費部分
- ③ その他団体の経常的運営に要する経費

<補助対象とならなかった経費の具体例>

草刈り機 チェーンソー本体 薪割り機
Webカメラ カメラの三脚 非接触体温計 等